地方整備局（港湾空港関係）の事業における

オンライン電子納品実施要領

令和７年３月

国土交通省　港湾局

目　　次

1.　はじめに 1
1.1. はじめに 1
1.2. オンライン電子納品システム概要 1
1.3. オンライン電子納品の対象 1
2.　オンライン電子納品の流れ 2
3.　各段階の作業手順 4
3.1. 電子成果品データ取りまとめ（受注者） 4
3.2. 電子納品チェック（受注者） 4
3.3. アップロードファイルの用意（受注者） 5
3.4. 工事・業務帳票管理システムで登録・承認依頼（受注者） 6
3.5. 登録承認依頼通知受領（発注者） 7
3.6. 登録内容確認（発注者） 7
3.7. 工事・業務帳票管理システムで登録承認（発注者） 7
3.8. 登録承認通知受領（受注者） 8
3.9. 完成検査（受注者、発注者） 8
4.　納品物について 9
5.　工事・業務帳票管理システム側の処理について 9
5.1. 転送するデータについて 9
5.2. 工事管理ファイルについて 9

1. はじめに

1.1. はじめに

国土交通省地方整備局（港湾空港関係）では、これまで電子成果品は CD-R や DVD-R 等の電子媒体に格納し納品することとしていたが、作業の効率化等のため、インターネットを利用したオンラインによる納品を検討し、試行や一部運用を実施し、本運用を開始する。

本書はオンライン電子納品の概要について説明するものである。

1.2. オンライン電子納品システム概要

「オンライン電子納品」とは、電子成果品を『工事・業務帳票管理システム』を使ってインターネットを介して納品することを言い、オンライン電子納品システムは、クラウド上の『工事・業務帳票管理システム』と『電子納品物保管管理システム』で構成される。

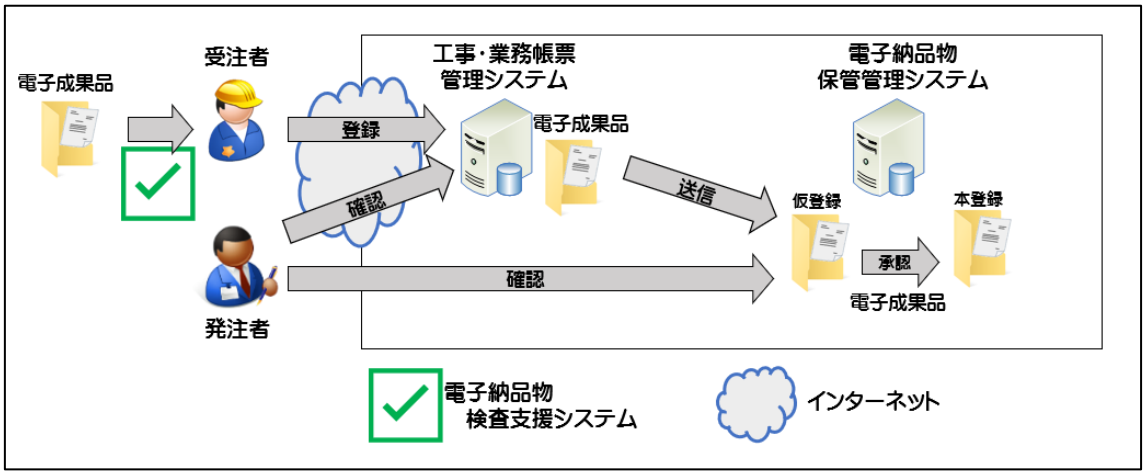

図 1　オンライン電子納品構成イメージ

1.3. オンライン電子納品の対象

国土交通省地方整備局（港湾空港関係）の工事及び業務について、原則全案件を対象とする。

2. オンライン電子納品の流れ

オンライン電子納品は、図 2、図 3 に示す流れで実施する。個々の作業内容は 3 章に示す。

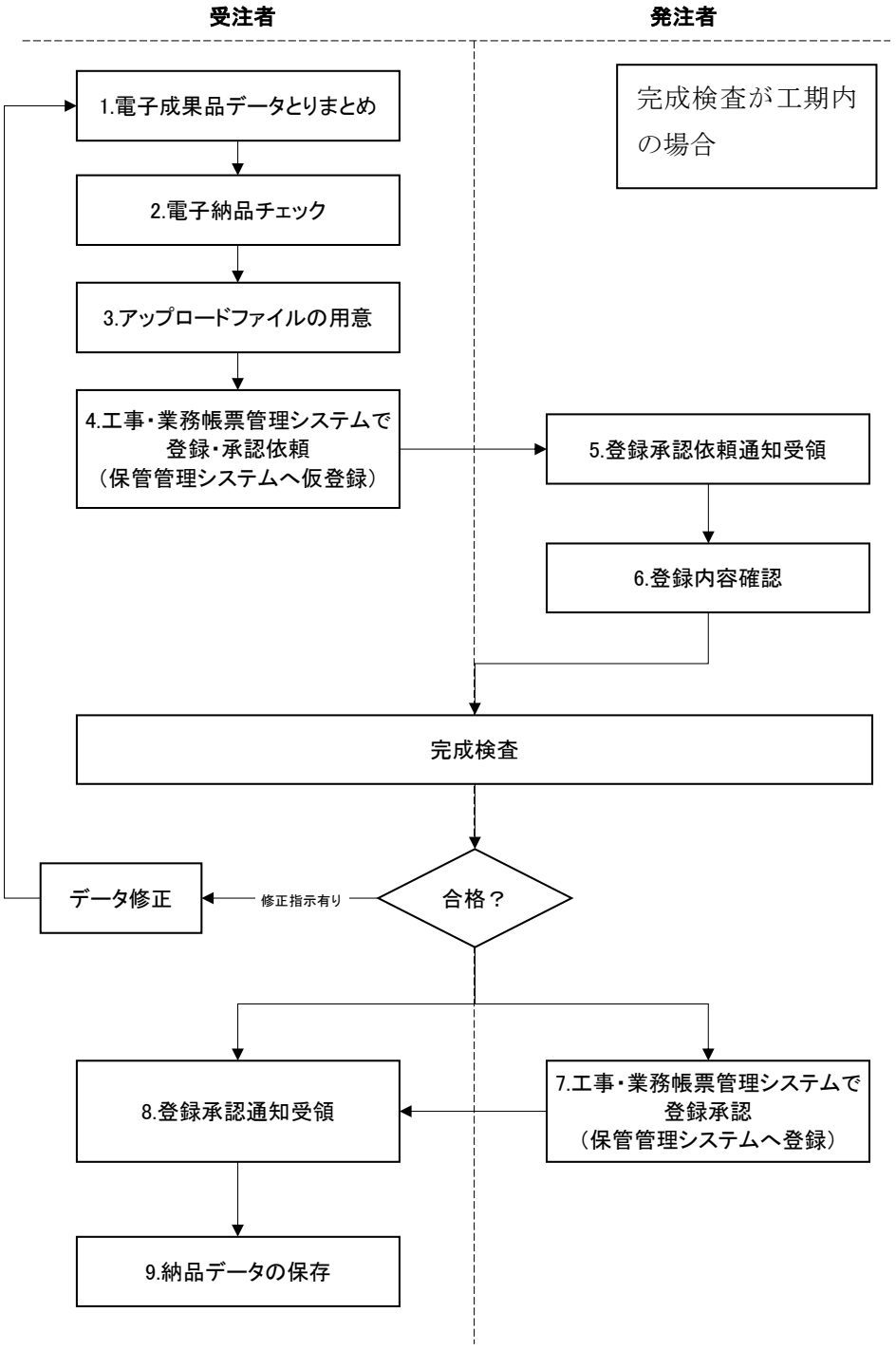

図 2　オンライン電子納品手順の流れ

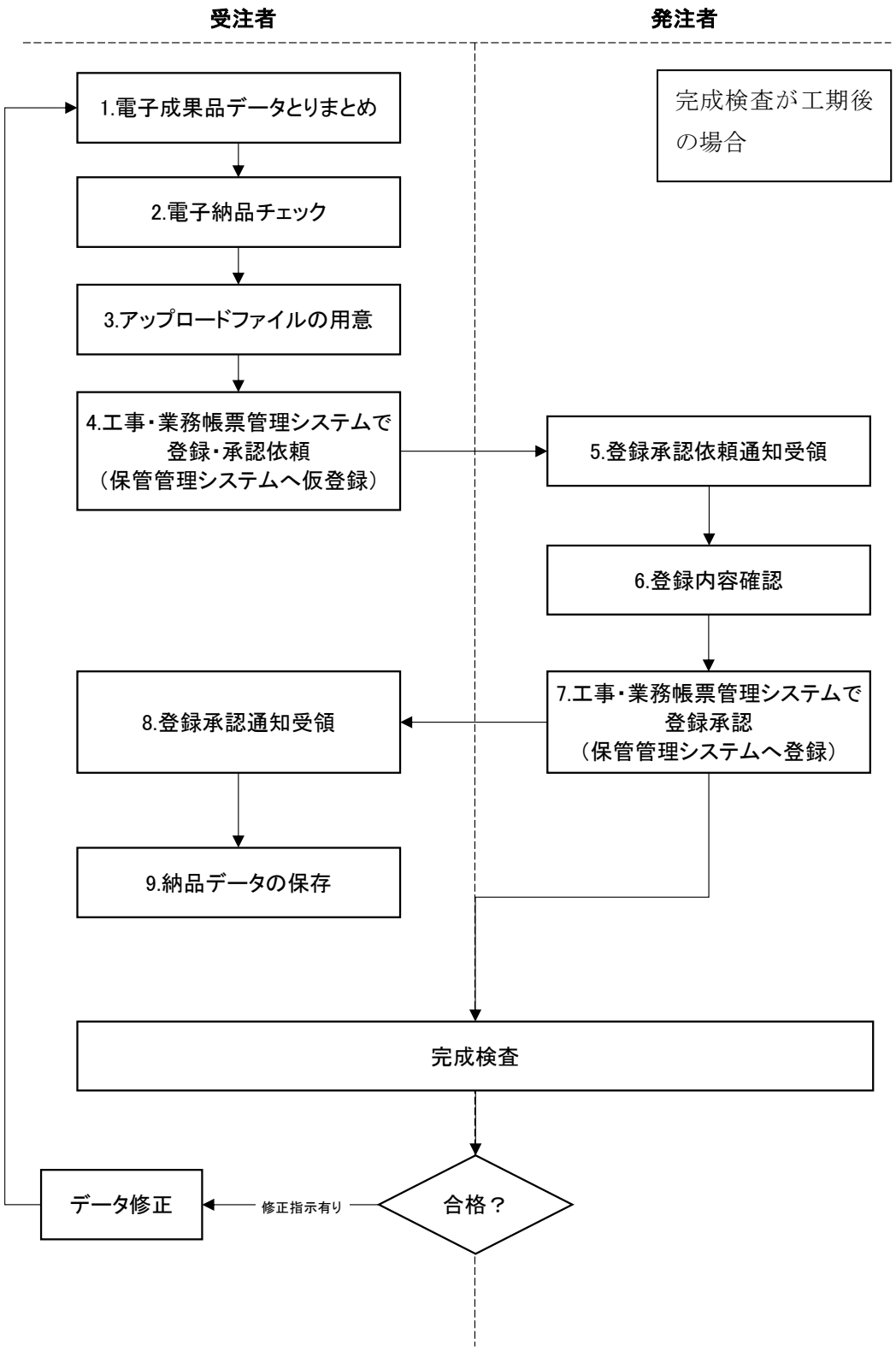

図 3　オンライン電子納品手順の流れ（完成検査が工期後の場合）

3. 各段階の作業手順

3.1. 電子成果品データ取りまとめ（受注者）

電子納品要領、基準、ガイドライン（「地方整備局（港湾空港関係）の事業における電子納品等運用ガイドライン」含む）に基づき、電子納品作成支援ツールを利用するなどし、管理ファイルと各フォルダに電子納品成果としてデータを整理する。

表 1　管理ファイルとフォルダ構成例

（工事）	（業務）
INDEX_C.XML INDE_C09.DTD （INDE_C08.DTD 以前も可） ・DRAWINGF ・REGISTER ・BORING ・ICON ・BIMCIM ・OTHRS ・PLAN	INDEX_D.XML INDE_D08.DTD （INDE_D07.DTD 以前も可） ・REPORT（注 2） ・OPENREP ・DRAWING ・PHOTO ・SURVEY ・BORING ・ICON ・BIMCIM
・MEET（注 1）	

（注 1）MEET フォルダは工事・業務帳票管理システム上で整理されるため、作成作業は不要である。

（注 2）業務帳票（打合せ簿等）は工事・業務帳票管理システム上で整理されるため、REPORT フォルダに格納は不要である。

3.2. 電子納品チェック（受注者）

3.1.で整理した電子成果品データに対し、国土技術政策総合研究所 「港湾 CALS」の Web サイトで公開されている電子納品物検査支援システムを実行し、エラーがないことを確認する。

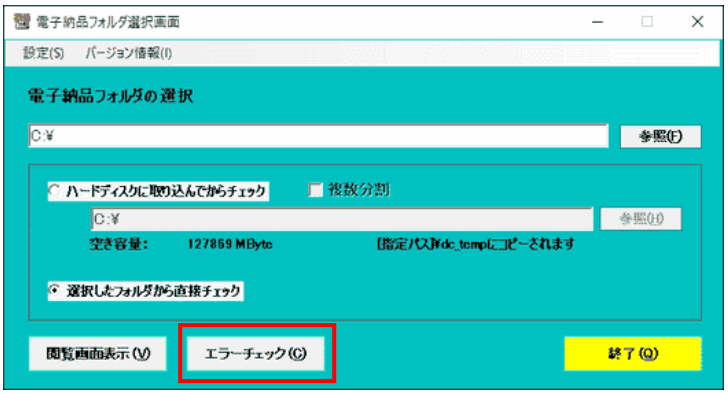

図 4　電子納品物検査支援システム起動画面

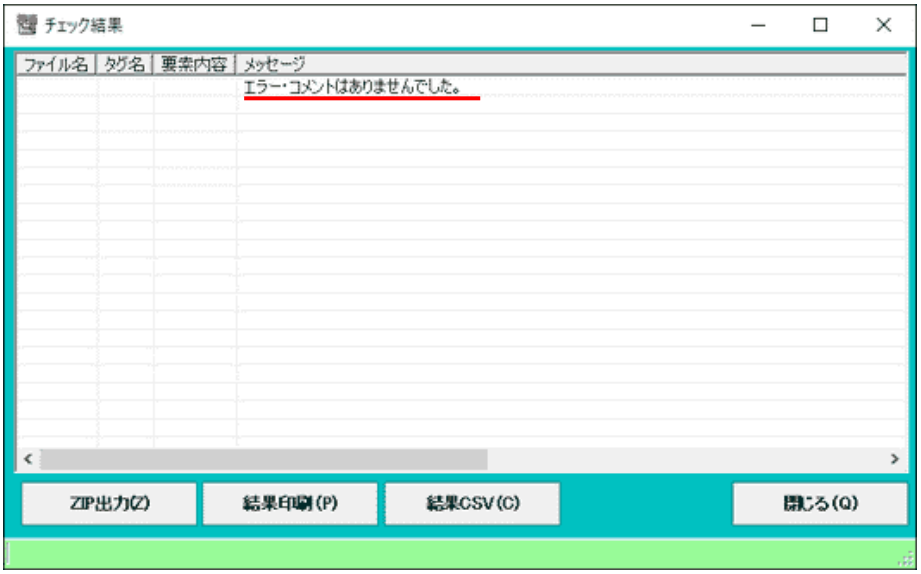

図 5　電子納品物検査支援システムチェック結果画面

3.3. アップロードファイルの用意（受注者）

①3.2.電子納品物検査支援システムのチェック後に表示される［ZIP 出力］で、アップロード用電子成果品 ZIP ファイルを出力する。

②ZIP ファイル出力後、［結果印刷］でチェック結果を PDF 出力する。（印刷したものをスキャニングして PDF 化してもよい）

【注意事項】

古いバージョンの『電子納品物検査支援システム』で［ZIP 出力］した ZIP ファイルは登録できないため、必ず最新の『電子納品物検査支援システム』を使って［ZIP 出力］すること。また［ZIP 出力］した ZIP ファイルの内容を修正してはいけない。（修正した ZIP ファイルや、［ZIP 出力］以外で作成した ZIP ファイルは登録エラーとなる）

図 6　電子納品物検査支援システム ZIP 出力及び結果印刷

3.4. 工事・業務帳票管理システムで登録・承認依頼（受注者）

3.3.で出力した電子成果品 ZIP ファイルとチェック結果 PDF をウイルスチェックした後、工事・業務帳票管理システムの電子成果品登録機能を使って、登録（アップロード）する。（ウイルスチェックに関する項目も記載する）

図 7　工事・業務帳票管理システム　電子成果品登録機能

3.5. 登録承認依頼通知受領（発注者）

受注者が、電子成果品登録処理を行うと、発注者に電子メールでその旨通知される。同時に、電子成果品は電子納品物保管管理システムにも仮登録される。

3.6. 登録内容確認（発注者）

発注者は、登録承認依頼通知を受領後、電子納品物保管管理システムに仮登録された電子成果品の内容を確認する。

図 8　電子納品物保管管理システム　仮登録内容確認

3.7. 工事・業務帳票管理システムで登録承認（発注者）

工事・業務帳票管理システムの電子成果品承認・否認画面から電子成果品のチェック結果に問題無い事を確認した上で、登録承認操作を行う。

登録承認されると、電子納品物保管管理システムに仮登録されていた電子成果品が本登録される。登録承認処理は、完成検査合格後に実施するが、完成検査が工期後の場合は、完成検査前に登録承認を行う。

図 9　工事・業務帳票管理システム　承認・否認機能

3.8. 登録承認通知受領（受注者）

発注者が、電子成果品登録承認処理を行うと、受注者に電子メールでその結果が通知される。電子成果品データはアップロードした電子成果品 ZIP ファイルを保存していればダウンロードは不要である。帳票データの登録は、発注者の「帳票出力」機能で行われる。「帳票出力」の完了通知を電子メールで受け取ったら、帳票データをダウンロードし保管する。

3.9. 完成検査（受注者、発注者）

受注者が工事・業務帳票管理システムに登録した電子成果品データ及び帳票データを用いて完成検査を行う。

検査会場において、工事・業務帳票管理システム上から直接データを閲覧可能な場合は、オンラインでの検査を可能とする。電子成果品の個別ファイルの確認は、電子納品物保管管理システムへのアクセスが必要なため、発注者操作とするか、オフラインでの検査とし、電

子検査用のパソコンへ保存したうえで完成検査を実施する。

受注者は、完成検査において、発注者（検査官）へ電子納品がオンラインによることを説明する。

検査において修正指示がある場合、受注者はデータ修正を行い、3.1.へ戻る。

4. 納品物について

・電子成果品　：オンライン電子納品により、電子媒体の作成は不要。
ただし、工事・業務帳票管理システムの制限や通信回線の事情等でオンライン電子納品を実施できないことが判明した場合、受発注者協議のうえ、電子媒体に格納して納品する。

・帳票　：工事帳票、業務帳票（打合せ簿等）は、工事・業務帳票管理システムの帳票出力により電子納品扱いとする。
ただし、工事・業務帳票管理システムを利用しない帳票類がある場合は、受発注者協議のうえ、紙又は電子媒体に格納して納品する。

・工事写真　：電子媒体に格納し提出する。電子成果品を電子媒体で納品する場合は、電子成果品とは別の媒体にして提出する。

・工事完成図　：紙出力しての納品は不要。

5. 工事・業務帳票管理システム側の処理について

5.1. 転送するデータについて

電子成果品データは電子納品物検査支援システムで出力された ZIP ファイルとする。

5.2. 工事管理ファイルについて

工事帳票の MEET フォルダは、工事・業務帳票管理システムで出力・登録されるため、受注者の作成する電子成果品の INDEX_C.XML に対して、MEET フォルダに関する情報は記載不要とする。

以　上